

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきましては、本県が緊急事態宣言の実施区域となってから1か月余りが経過いたしました。この間、県民や事業者の皆様のご感染防止対策への御理解と御協力をはじめ、医療従事者のご御尽力によりまして、新規感染者数や全療養者数は減少傾向にあります。依然として病床使用率が高止まりしているなど、医療提供体制への負荷が高い状況が続いております。

県といたしましては、こうした感染状況等を踏まえ、緊急事態措置区域としての要請等を継続し、必要な対策に取り組んでいるところであります。

県民の皆様には、生活や健康の維持に必要な場合を除き、外出自粛を要請しており、特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するようお願いしております。

事業者の皆様には、飲食店等に対しまして、休業や営業時間の短縮等を要請しておりますほか、百貨店の地下の食品売り場や大規模商業施設につきましては、入場者の整理等の徹底をお願いしております。

また、患者に医療や療養を確実に提供することができるよう、更なる病床の確保に努めるとともに、自宅療養者等に対する救急外来診療の確保や往診体制の構築を進めるほか、宿泊療養施設について、県央地区の既存施設に臨時診療所を開設するとともに、県央地区及び県南地区に新たな施設を設置したところであります。

さらに、ワクチン接種の早期完了に向けましては、市町における接

種の促進を図っているほか、新たな接種会場を県南地区及び県北地区に設置するとともに、若者の接種を促進するため、「とちぎワクチン接種センター」における若者接種枠の拡大や情報発信の強化等に取り組んで参ります。

県民や事業者の皆様には、今月30日をもって緊急事態宣言が解除されますよう、改めて、マスクの着用や換気、手洗い等の基本的な感染防止対策はもとより、密閉、密集、密接のそれぞれの密の回避、いわゆるゼロ密の徹底や、5人以上による飲食・飲酒の自粛など、感染から自分を守る、家族を守る行動を実践くださるよう強くお願い申し上げます。

今後とも、県民の命と健康、暮らしを守るため、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、この夏に開催されました東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会につきましては、本県ゆかりのアスリートたちの活躍が、私たちに大きな感動と勇気、そして元気をもたらしてくれました。

まず、オリンピックにおきまして、柔道男子60kg級の高藤直寿選手が、日本選手団の金メダリスト第1号となりました。県では、この輝かしい功績を称え、栃木県民栄誉賞を授与することといたしました。

また、スポーツクライミング男子複合で4位入賞した檜崎智亜選手、女子シンクロダイビング3m飛板飛込で5位入賞した榎本遼香選手、競泳男子400mメドレーリレーで6位入賞した水沼尚輝選手、さらに、パラリンピックにおきまして、車いすバスケットボール男子で銀メダルを獲得した高杉義伸選手、車いすテニス女子ダブルスで銅メダルを

獲得し、女子シングルスで5位入賞した大谷桃子選手、及び車いすテニス男子ダブルスで4位入賞した眞田卓選手の6名に対しましては、その活躍を称え、栃木県スポーツ功労賞を授与することといたしました。惜しくも入賞を逃した選手も含め、今後の更なる活躍を大いに期待するものであります。

加えて、本県がホストタウンに登録され、陸上競技をはじめとする5競技団体の直前キャンプを受け入れたハンガリーにつきましては、水球の男子チーム及び女子チームがそれぞれ銅メダルを、女子近代五種競技の選手が銅メダルを獲得するなどの活躍を見せてくれました。関係者の皆様と喜びを分かち合うとともに、ホストタウン活動により培ってきたハンガリーとの友好の絆を一過性のものとすることなく、引き続き、スポーツや文化等を通じて交流を深めて参ります。

次に、脱炭素社会の構築についてであります。

県では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、今般、2030年における温室効果ガス排出量について、国の目標を上回る2013年比50%削減を目指すこととし、産業や交通などの分野ごとの具体的な目標や排出削減対策を掲げたロードマップの素案を取りまとめたところであります。引き続き、県議会をはじめ、県民や市町等の御意見等を十分に踏まえ、年度内にロードマップを策定し、あらゆる主体と連携・協働しながら、オール栃木体制でカーボンニュートラルの実現を目指して参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例8件、その他の議案

12件の計21件であります。このほか認定7件、報告4件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、引き続き厳しい財政状況の中、「とちぎ行革プラン2021」を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、県民生活に関わる緊要な課題に適切に対処することとして編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、149億 4,717万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、1兆 1,013億 6,457万円となります。この財源といたしましては、国庫支出金、県債、繰越金等を充てることといたしました。

次に、主な事業について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

医療提供体制等の強化を図るため、引き続き、入院病床や宿泊療養施設の確保に努めて参ります。

また、社会経済活動の維持・活性化を図るため、地域公共交通事業者の事業継続を支援するとともに、宿泊事業者によるワーケーション受入れの環境整備や、中小企業者等による新たな事業展開に対して助成するほか、需要が低迷している県産米について、農業団体による消費拡大に向けたプロモーションを支援することといたしました。

次に、安全で安心な暮らしの実現についてであります。

本年6月に千葉県八街市において児童が犠牲となった痛ましい交通事故を受け、通学路における安全の確保に即効性のある対策を講じるとともに、7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害を踏ま

え、本県における被害を未然に防止する観点から、砂防施設の堆積土除去を推進して参ります。

また、本年4月に施行した「栃木県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等の経済的な負担軽減を図るため、見舞金制度を創設して参ります。さらに、予期しない妊娠に関する専用の相談窓口を設置し、適切な支援につなげていくことといたしました。

次に、強みを生かした産業の振興についてであります。

中小企業等における脱炭素化の技術開発を促進するため、栃木県産業振興センターの基金造成に助成するとともに、栃木県畜産公社等による畜産物の輸出拡大や食肉流通安定化のための取組を支援するほか、道路や農業水利施設等の整備を進めて参ります。

このほか、県立高校にタブレット端末を追加配備し、生徒1人に1台のICT環境を整備して参ります。

第2号議案は、当該条例の施行までに公布している条例の形式を左横書きに改正するため、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正するものであります。

第4号議案は、知事が認定する獣医師が行う豚熱予防注射に係る豚熱予防液の管理に関する手数料を定めるため、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第5号議案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定等に伴い、栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例の

一部を改正するものであります。

第6号議案は、公衆浴場等の営業者が講じなければならない衛生措置等の基準を改めるため、公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、産業競争力強化法の一部改正に伴い、栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、下水道法の一部改正に伴い、流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、栃木県総合運動公園北・中央エリアに多目的広場（クレイ）を設置することに伴い、新たにその使用料を定めること等のため、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、栃木県公安委員会委員臼井佳子氏の任期が来る9月23日に満了いたしますので、その後任として佐藤千鶴子氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

第11号議案は、栃木県公害審査会委員の任期が来る10月31日に満了いたしますので、池口厚男氏、小沼一郎氏、佐々木和也氏、田島二三夫氏、西村友良氏、橋本賢二郎氏、藤田明子氏及び渡邊美樹氏を再任し、根本智子氏、藤田朋恵氏、松本泰尚氏及び和地郁枝氏を新たに任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第12号議案から第14号議案までの3件は、県有財産の取得について、それぞれ議決を求めるものであります。

第15号議案及び第16号議案は、工事請負契約の締結について、それぞれ議決を求めるものであります。

第17号議案から第21号議案までの5件は、流域下水道事業会計、電気事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び用地造成事業会計の未処分利益剰余金の処分について、それぞれ議決を求めるものであります。

認定第1号から認定第7号までの7件は、企業会計の決算について、それぞれ認定を求めるものであります。

報告第1号から報告第3号までの3件は、電気事業会計、水道事業会計及び工業用水道事業会計の継続費に係る精算報告書の報告であります。

報告第4号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。